

海部土地改良区広報



水と土の
ネット海部

木曾の水を育む
愛のある水郷

海部土地改良区

〒498-0007

愛知県弥富市鎌倉町 95

Tel (0567) 65-5225

Fax (0567) 65-5221

amatochi@salsa.ocn.ne.jp



ごあいさつ

組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より海部土地改良区の運営並びに事業推進には格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年のかんがい期の状況として思い起こされるのが、いわゆる「令和2年7月豪雨」でございます。梅雨前線の停滞による継続的な大雨が全国各地で大きな被害をもたらしました。木曾川流域においても岐阜県山間部での集中豪雨により、馬飼大堰地点での河川流量が運用以来、最大を記録しました。幸い、大きな災害には至りませんでしたが、近年の自然災害は被害が激甚化する傾向にあり、我々も備えを怠らず、気を引き締めなくてはなりません。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年でございました。感染拡大は未だに終息の兆しを見ておりません。一日でも早く安心して暮らせる日常が戻ってくることを切に願います。

このような状況下であっても、農業用水の安定供給のみならず、地域の環境保全、のどかな農村風景による心の癒しなど、農業・農村がもつ多面的機能を守り、次世代へ引き継いでいくことが我々の使命であります。

今後とも、皆様方のご期待に沿った土地改良区の運営に、役職員一同努力して参る所存でございますので、ご理解、ご協力の程重ねてお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



理事長 中野 治 美

ごあいさつ



愛知県農林基盤局長

平 田 誠 様

入梅の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は農業農村整備事業の推進に、格別のご理解とご協力を頂いておりますことに、心から厚くお礼申し上げますとともに、日頃から木曽川用水施設の適切な維持管理と運用にご尽力されておりますことに深く敬意を表します。

さて、本県では、日々刻々と変化する農林水産情勢を踏まえ、昨年12月に「食と緑の基本計画2025」を策定し、農業の生産力強化や農村地域の防災・減災などに取り組むこととしております。こうしたなか、本地域におきましては、長年の懸案でありました水資源機構施設の支線水路や揚水機場の改修に加え、海部土地改良区の財産となった光西、内佐屋及び市江支線の改修につきましても、令和4年度の事業着手に向け、関係機関と鋭意調整しているところであります。

また、頻発化・激甚化する災害に対応した排水機場を計画的に整備することで、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに努めてまいっている所存でございますので、今後とも皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



愛知県海部農林水産事務所長

宮 林 和 男 様

初夏の候、中野治美理事長様を始め海部土地改良区の組合員の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より海部農林水産事務所が進めております農業農村整備事業に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、木曽川用水施設の維持管理や運用、農業用水の安定供給にご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、当事務所が平成8年度から光西、内佐屋、市江の3支線水路の改修を行ってきた地盤沈下対策事業木曽川用水地区は令和3年度で完了し、引き続き、水資源機構から海部土地改良区へ財産譲与された区間についても、老朽化や地盤沈下により機能低下した未改修区間を、新規地区として早期着手できるよう鋭意努力しているところであります。

また、近年の大規模な自然災害の増加に対応するため、農地防災事業も積極的に推進してまいります。今後ともこれらの事業を円滑に進めていくため、皆様方にはより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、海部土地改良区の益々のご発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所長

齊 藤 一 俊 様

季夏の候、理事長の中野治美様を始め海部土地改良区の組合員の皆様には、平素より水資源機構木曽川用水総合管理所の業務運営に格別の御理解と御協力を賜り、また、常日頃からきめ細やかな配水操作と施設維持管理を実施いただき、心から敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

木曽川用水施設は管理開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が顕著となっています。

現在、木曽川大堰や幹線水路の補修や更新を順次進めておりますが、濃尾第二施設も支線水路及び揚水機場の老朽化が進んでいるため、その対策について関係機関への概要説明をさせて頂いております。

そして、ご要望いただいております農地防災事業の制度拡充が関係する皆様の御協力により認められました。このことから、愛知県をはじめとする関係機関とも連携して早期の改築事業着工に向けて取り組んでいるところです。

今後とも皆様からの一層の御理解と御支援をいただきながら、配水管理、施設管理に加えて、新規事業化にもしっかりと努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、海部土地改良区の益々の御発展と皆様方の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

令和2年度 第54回 通常総代会のご報告

令和3年3月6日午前10時00分より第54回通常総代会が海部土地改良区会館大会議室において開催されました。総代現在総数70名中66名の出席があり、議長には津島市の日比野郁郎氏が選出され、提案した14議案はすべて可決承認されました。

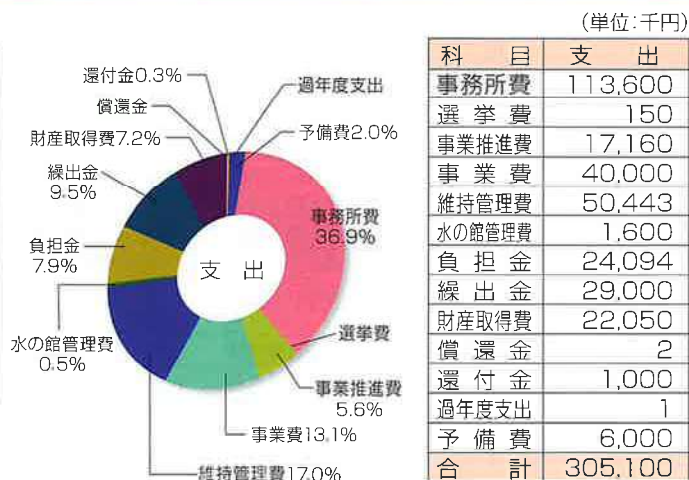
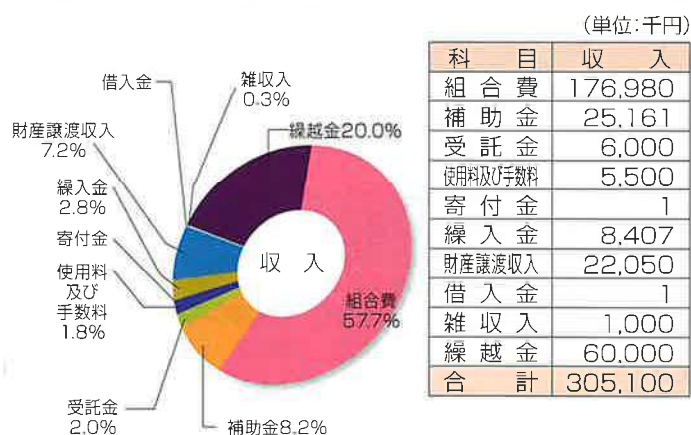
<提出議案>

- 第1号議案 水資源機構かんがい排水事業木曾川用水濃尾第二施設改築事業の実施について(事前承認)
 第2号議案 県営地盤沈下対策事業(車新田地区)の施行申請議決について
 第3号議案 木曾川用水施設(光西・内佐屋・市江支線)の譲与契約について
 第4号議案 木曾川用水施設のうち農業専用施設の管理に関する委託協定について
 第5号議案 令和2年度一般会計収支補正予算について
 第6号議案 令和3年度賦課金の徴収方法及び時期について
 第7号議案 令和3年度決済金の額の決定について
 第8号議案 令和3年度一般会計収支予算について
 第9号議案 令和3年度決済金積立金特別会計収支予算について
 第10号議案 令和3年度職員退職給与積立金特別会計収支予算について
 第11号議案 令和3年度積立金・基金特別会計収支予算について
 第12号議案 令和3年度一時借入金の限度額及びその方法について
 第13号議案 令和3年度収入現金の預金先について
 第14号議案 令和3年度役員及び総代等の報酬及び費用弁償について
 報告第1号 監査報告書
 報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について



令和3年度予算 一般会計

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)



木曾川用水濃尾第二地区の施設視察



令和2年8月26日(水)、進藤金日子総務大臣政務官が木曾川用水濃尾第二地区の施設を視察されました。濃尾第二施設(木曾川用水立田第2揚水機場)の視察では、濃尾第二施設が地域の営農に欠かせない重要な施設であることと、現状を踏まえた改修等の対策が必要となっていることについて説明を行うとともに、地盤沈下や老朽化による損傷が著しい施設の現状を確認していただきました。

臨時総代会

令和2年11月6日午前11時00分より臨時総代会が海部土地改良区会館大会議室において開催されました。総代現在総数70名中69名の出席があり、議長には津島市の日比野郁郎氏が選出され、提案した8議案はすべて可決承認されました。

＜提出議案＞

- 第1号議案 令和元年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和元年度一般会計収支決算書の承認について
- 第3号議案 令和元年度決済金積立金特別会計収支決算書の承認について
- 第4号議案 令和元年度職員退職給与積立金特別会計収支決算書の承認について
- 第5号議案 令和元年度維持管理施設積立金特別会計収支決算書の承認について
- 第6号議案 令和元年度維持管理基金特別会計収支決算書の承認について
- 第7号議案 令和元年度財産目録の承認について
- 報告第1号 監査報告書
- 第8号議案 令和元年度財務状況の公表の承認について
- 報告第2号 理事会で決定された事項について
- 理事会決定事項
- 1.公印管理規程の一部改正について
- 2.請負工事入札(見積)執行調書の承認について



令和元年度 決算報告

一般会計

(H31.4.1～R2.3.31)
(単位:円)

収 入		支 出		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	※収支差引残高 (翌年度へ繰越) 91,504,929円
組 合 費	170,443,870	事 務 所 費	93,305,134	
補 助 金	44,422,246	選 挙 費	0	
受 託 金	8,635,000	事 業 推 進 費	3,497,457	
使用料及び手数料	5,546,218	事 業 費	36,927,680	
寄 付 金	28,280	維 持 管 理 費	44,207,279	
繰 入 金	10,442,422	水 の 館 管 理 費	1,269,422	
財 産 譲 渡 収 入	28,965,465	負 担 金	42,866,584	
借 入 金	0	繰 出 金	4,000,000	
雑 収 入	424,734	財 産 取 得 費	28,836,615	
繰 越 金	77,524,145	償 還 金	0	
		還 付 金	17,280	
		過 年 度 支 出	0	
		予 備 費	0	
合 計	346,432,380	合 計	254,927,451	

財産目録

令和2年3月31日現在
(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
①現金及び預金 預金	91,504,929	①-1決済金積立金引当金	1,298,618,546
②未収賦課金	3,107,320	①-2職員退職給与積立金引当金	70,270,052
2 固定資産		①-3維持管理施設積立金引当金	47,519,500
①宅地及びその従物	253,029,890	①-4維持管理基金引当金	471,775,696
②建物及び附属設備	751,039,000		
③備品	38,907,392		
3 特定資産			
①-1決済金積立金見返預金	1,298,618,546		
①-2職員退職給与積立金見返預金	70,270,052		
①-3維持管理施設積立金見返預金	47,519,500		
①-4維持管理基金見返預金	471,775,696		
資 産 合 計	3,025,772,325	負 債 合 計	1,888,183,794

木曽川用水施設の事業実施状況

県営地盤沈下対策事業

地盤沈下により機能低下した水路の改修工事を行っています。

地区名	施設名等	予定工期	令和2年度事業内容		進捗率(%)
			事業費(千円)	事業量	
木曽川用水	光西、内佐屋、市江支線	H8～R3	248,000	用水路工 L=337m、付帯工一式	99.3
八開	藤ヶ瀬支線	H26～R4	98,999	用水路工 L=294m	77.1

木曽川用水地区
(内佐屋支線 日置
チェックスタンド)



八開地区(藤ヶ瀬支線)



末端パイプライン改修事業(県営特定農業用管水路特別対策事業・地盤沈下対策事業)

老朽化した石綿セメント管等の入れ替え工事を行っています。

地区名	施設名等	予定工期	令和2年度事業内容		進捗率(%)
			事業費(千円)	事業量	
光西	大野、善太、大海用鍋蓋工区	H26～R4	254,000	管水路工 L=1,933m	51.4
鍋田中部	稲元吉、加稲富島工区	H27～R4	200,000	管水路工 L=1,922m	69.7
立田	立田第1、立田第2工区	H27～R6	223,999	管水路工 L=2,316m	64.4
森津	森津工区	H27～R4	177,999	管水路工 L=2,195m	78.0
芝井	芝井工区	H28～R5	165,999	管水路工 L=2,089m	59.3
諸桑	諸桑工区	H28～R5	243,999	管水路工 L=476m	52.3
中一色	中一色工区	H28～R6	229,999	管水路工 L=2,962m	51.5
東條西條	東條西條工区	H28～R4	181,999	管水路工 L=2,132m	71.8
西郷服岡	西郷工区、服岡工区	H29～R5	282,000	管水路工 L=4,041m	41.5
鍋田第3	鍋田第3工区	H29～R5	252,000	管水路工 L=3,556m	39.4
大井	大井工区	H29～R4	209,999	管水路工 L=2,437m	49.8
落合	落合工区	R2～R7	81,999	実施設計一式	3.7
六條	六條工区	R2～R7	97,999	実施設計一式	3.1



石綿管撤去状況(写真左)と
新設管布設状況(写真右)



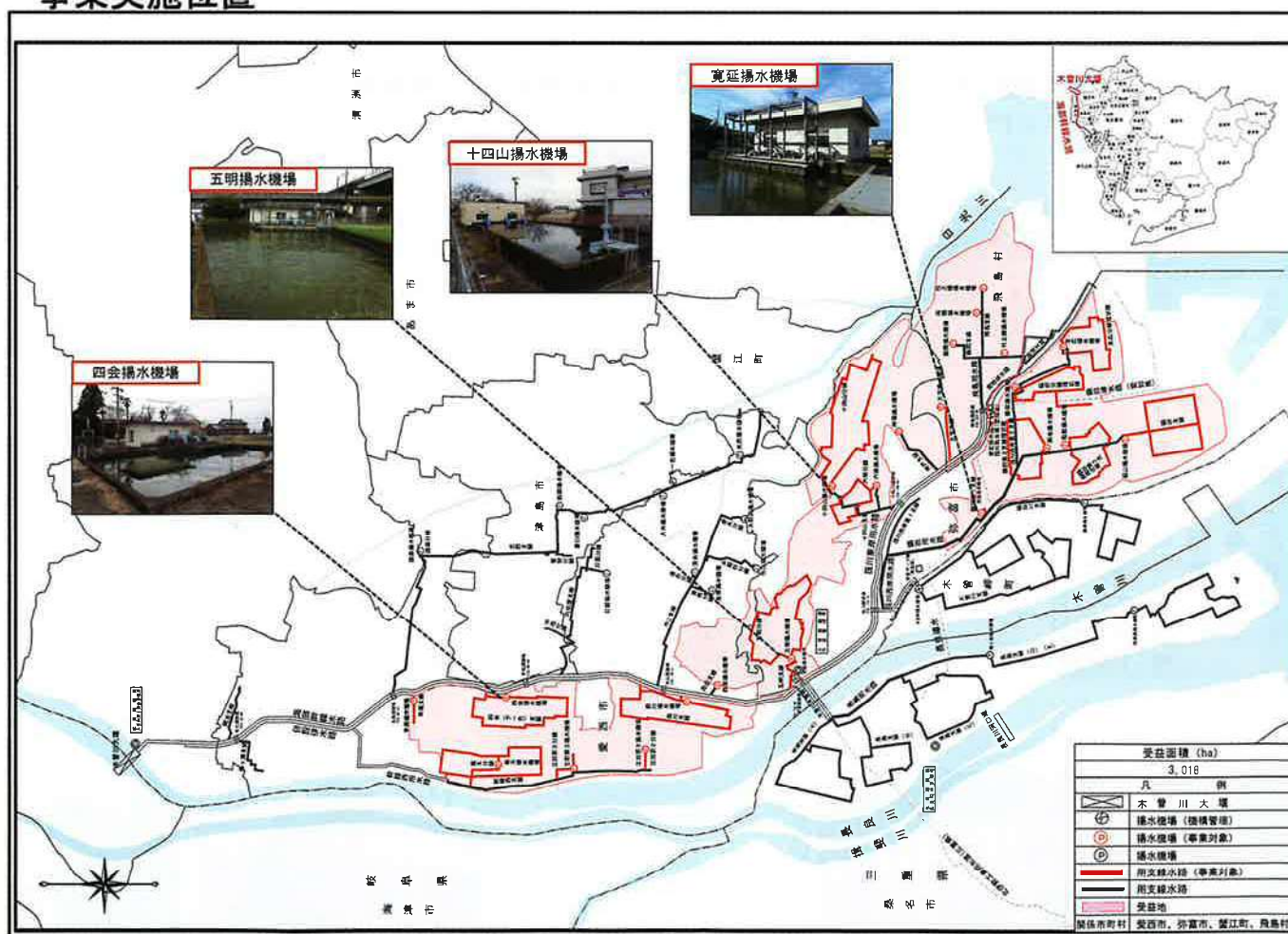
新たな事業(木曾川用水濃尾第二施設改築事業)を予定しています

木曾川用水事業で造成された濃尾第二施設は運用から約40年が経過し、地盤沈下や老朽化による施設の機能低下、石綿管対策等の様々な問題が発生しています。そのため、令和4年度から改築事業に着手するべく、関係機関との調整や予算要求を進めています。

なお、事業実施にあたっては費用負担が発生しますので、関係組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願い致します。

事業計画概要	
事業名	木曾川用水濃尾第二施設改築事業
事業主体	独立行政法人 水資源機構
概算事業費	350億円
予定工期	令和4年度から令和18年度まで(15年間)
対象施設	支線水路 約64km 揚水機場 22機場

事業実施位置



令和3年度賦課金の納入について

毎年6月と8月に賦課金通知書を発行しています。納期限内完納にご協力ください。

- ◎経常賦課金は、土地改良区の運営事務費や支線水路、揚水機場等の維持管理に使われています。
- ◎特別賦課金は、各土地改良事業の負担金にあてるためのものです。

☆ご注意ください

納期までに納入されない組合員には滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、**督促手数料**のほか、滞納の日数に応じての**延滞金**（金100円につき1日4銭）が加算されます。

☆賦課金の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

ご希望の方は、徴収係までご連絡いただければ「振替依頼書」をお送りいたします。
※すでに口座振替をご利用の方は、振替日前に**預金残高の確認**をお願いします。

☆現金で納付される場合

各種金融機関の窓口、ATM（現金自動預入払出機）にて納入できますが、別途振込手数料（本人負担）が必要となります。あいち海部農業協同組合をご利用の場合は、振込手数料は不要です。

こんな時には届出が必要です！

組合員名義等の変更

- ① 組合員が死亡(相続)されたとき
 - ② 権利(売買・交換・貸借等)を移転されたとき
 - ③ 住所を変更したとき
 - ④ 農業者年金受給により経営移譲されたとき
- には、**組合員資格得喪通知書**による届出をお願いします。

※届出は組合員の義務となっております。

届出がない場合は、従来通り賦課が続きますので、ご注意ください。

【滞納賦課金は新しい権利者の負担になります】

賦課金が滞納されている土地を取得されますと、土地改良法第42条1項(権利義務の承継)により新しい権利者に支払いが義務づけられることになっておりますので、売買時には必ず賦課金の滞納の有無について、**当土地改良区**にお問い合わせ下さい。(競売の場合も同様になります。)

農地転用(地区除外)をされる場合

- ① 農地転用(宅地、駐車場など)した場合
 - ② 公共事業用地(道路、河川用地など)になった場合
 - ③ 水田を畑にするなど用水を使用しなくなった場合
- には、農地転用等の通知書による申請と農地転用決済金を納めて下さい。

※行政(農業委員会)への農地転用手続きをされなくても、当土地改良区への手続きがされていない場合は、従来通り賦課が続きますのでご注意ください。

賦課台帳基準日が1月1日ですので、
手続きは12月末日までをお願い致します。

各種申請書は、当土地改良区にありますので
ご連絡ください。なお、ホームページからも
ダウンロードできます。
<http://amatochi.com>



受益面積及び組合員数 (令和3年4月1日現在)

市 町 村	津島市	稲沢市	愛西市	弥富市	蟹江町	飛鳥村	他市町村	合 計
受益面積 (ha)	349.77	151.79	2,283.45	1,651.04	51.57	598.02	—	5,085.64
組合員数 (人)	865	423	3,395	1,906	208	560	1,059	8,416